

環自総発第110401016号
平成23年4月1日

都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置について（通知）

国民又は民間の団体が、寄付金等を用いて、すぐれた自然環境を有する民有地を取得し、その保存及び活用を図る活動（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）に関し、従来より各種の支援措置を講じてきているところであるが、平成22年12月10日に公布された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）」第12条第1項において、「国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。」と規定されたことを受け、今後一層の支援措置を講じていくことが必要である。

これまでのところ、所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第59号)及び法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第60号)が昭和60年3月30日に公布、同年4月1日から施行され、これによりナショナル・トラスト活動を行う一定要件を備えた公益法人（以下「自然環境保全法人」という。）に対する寄付金に係る所得税及び法人税について優遇措置が講じられてきた。

また、これと併せ、自然環境保全法人が取得し、又は所有する不動産に係る不動産取得税及び固定資産税についても軽減措置を講じることが適当である旨、昭和60年4月1日自治府第29号「自然環境保全法人に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減について」の通知が自治省税務局長から行われたところである。

さらに、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和61年政令第81号)が昭和61年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、自然環境保全法人に対して贈与された相続財産に係る相続税の非課税措置が講じられてきた。

しかしその後、公益法人制度改革関連法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年

法律第50号)) が制定されたことにより、従来の公益法人制度が廃止され、また、既存の公益法人については、平成25年11月30日までに内閣府又は都道府県に移行申請し、公益社団法人若しくは公益財団法人への移行認定又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行認可を受けることとなった。なお、申請を行わなかった又は当該認定又は認可を受けられなかった法人は、解散したものとみなされる。

この制度改革に伴い、自然環境保全法人に対する寄付金に係る所得税及び法人税についての優遇措置並びに自然環境保全法人に対して贈与された相続財産に係る相続税の非課税措置に関する上記政令は廃止されて、今後は公益社団法人及び公益財団法人は寄付金に係る所得税及び法人税についての優遇措置並びに贈与された相続財産に係る相続税の非課税措置が適用されることとなっている。

このため、貴職管内のナショナル・トラスト活動を行う法人について、この公益社団法人・公益財団法人の移行認定又は新規認定を受けることを推奨し、認定のため必要な助言及び指導をお願いしたい。

一方、自然環境保全法人が取得し、又は所有する不動産に係る不動産取得税及び固定資産税についての軽減措置については、従来の取扱いに変更はない。ただし、自然環境保全法人の認定については、今後は、「自然環境保全法人認定要領について（平成23年4月1日環自総発第110401018号）」に基づき行うこととする。

以上について、管下市町村に示達の上よろしく御指導願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。